

県北地域農林水産物販売PR応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 県北地域の農林水産物の販売促進強化を図るため、農林水産業生産者や農商工関係者が連携しながら、県北地域の農林水産物およびその加工品のPR・販路拡大に取り組むプロジェクトに要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）、地域経営推進費交付要綱（平成29年3月29日付け政策地域部長通知）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する補助金の対象経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

経費	補助額
県北地域の農林水産物およびその加工品のPR・販路拡大に取り組むプロジェクトに要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の2分の1以内の額 (但し、300千円を上限とする。)

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 対象事業費の20パーセントを超える増減
- (4) 補助額の変更を伴う対象事業費の変更

(申請の取り下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5 広域振興局長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、または当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部または一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行うものと契約を締結するにあたっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第6 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第7 広域振興局長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

2 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、前金払請求書（様式第6号）

を広域振興局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。

別表（第8関係）

条項	提出書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	県北地域農林水産物販売P	第1号	1部	別に定める。
	R応援事業補助金交付申請書			
	1 事業実施計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	
	3 その他広域振興局長が必要と認める書類			
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	県北地域農林水産物販売P	第4号	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
	R応援事業変更（中止、廃止）承認申請書			
	1 事業実施計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	
	3 その他広域振興局長が必要と認める書類			
規則第13条第1項の規定による書類	県北地域農林水産物販売P	第5号	1部	事業完了の日から30日以内又は3月15日のいずれか早い日
	R応援事業補助金請求書			
	1 事業実施実績書	第2号	1部	
	2 収支精算書	第3号	1部	
	3 その他広域振興局長が必要と認める書類			

様式第 1 号（別表関係）

第 号
年 月 日

県北広域振興局長 様

事業実施主体所在地

事業実施主体名

代表者 氏 名 印

県北地域農林水産物販売 P R 応援事業補助金交付申請書

県北地域農林水産物販売 P R 応援事業補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金 円

（注）関係書類として次の書類を添付すること。

- 1 事業計画（実績）書（様式第 2 号）
- 2 収支予算書（様式第 3 号）

様式第2号（別表関係）

県北地域農林水産物販売PR応援事業実施計画書（実績書）

1 事業の内容

プロジェクト名			
プロジェクトチーム名 （事業実施主体名）			
プロジェクトチーム構成員			
販売PRしたい 農林水産物名			
事業の目的			
事業の成果			
目標販売額	(現状) 千円	(1年後) 千円	(2年後) 千円
事業実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		

2 事業計画（実績）

（1）事業の内容及び負担区分

（単位：円）

内 容	事業に要する経費 （又は要した経費）		負担区分		備 考
	経費内訳	事業費（円）	補助金（円）	その他（円）	
計					

注1 上記の表には経費内訳ごとに取りまとめた数値を記載すること。

2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額（事業対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」を、消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、消費税相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 事業費の積算内訳

経費内訳	金額 (円)	積算内訳
計		

注 金額の欄は、事業費ベースで記入すること。

3 その他

実績報告時は、領収書、事業の実施状況がわかる資料を添付のこと。

収支予算 (精算) 書

1 収入の部 (単位: 円)

区分	予算額	精算額	備考
県補助金			
その他			
計			

2 支出の部 (単位: 円)

区分	予算額	精算額	備考
計			

注1 区分には、対象経費を記入すること。

第 号
年 月 日

県北広域振興局長 様

事業実施主体所在地

事業実施主体名

代表者 氏 名 印

県北地域農林水産物販売PR応援事業変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付の決定通知のあった、県北地域農林水産物販売PR応援事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、承認を申請します。

記

理 由

注1 様式第2号及び様式第3号を添付すること。

2 添付書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第 号
年 月 日

県北広域振興局長 様

事業実施主体所在地

事業実施主体名

代表者 氏 名 印

県北地域農林水産物販売PR応援事業補助金請求書

平成 年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付の決定通知のあった、県北地域農林水産物販売PR応援事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金 円

補助金交付決定額 金 円

うち前金払受領額 金 円

注1 様式第2号及び様式第3号を添付すること。

2 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合には、標題の「請求」及び本文中「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

第 号
年 月 日

県北広域振興局長 様

事業実施主体所在地

事業実施主体名

代表者 氏 名 印

県北地域農林水産物販売PR応援事業補助金前金払請求書

平成 年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付の決定通知のあった、県北地域農林水産物販売PR応援事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 請求額

金 円

2 内 訳

区 分	補助金交付 決 定 額	既 受 領 額	今回請求額	差引残額
	円	円	円	円

注1 区分には、対象経費を記入すること。

3 理 由